

## 生命保険の買取事業

現代ほどいろいろなものが売買される時代はかつてなかったであろう。CO<sub>2</sub>排出権から企業そのものの売買まで、金融の分野ではローン債権からクレジットリスクや金利リスクにいたるまでさまざまな権利やリスクが市場を通じて売買されている。そして、この潮流は保険の分野にまで及んでいる。

2004年4月、日本で最初の生命保険の買取会社が誕生し、04年12月には第1号契約者が出現した。筆者はこのような会社を設立した趣旨が知りたくて、社長のH氏に電話で短いインタビューを試みた。H氏はかつて外資系の生命保険会社に勤めた経験があり、このような新しい事業を起こすきっかけは、がんで亡くなった友人が直面した厳しい現実であったという。

その友人は治療費の支払い等のために生活が困窮し、3,000万円の生命保険を解約し、数十万円の解約返戻金でその場をしのがなければならなかった。このように「現在受けている医療や生活が資金的に維持できなくなり、加入している生命保険の保険料支払いも困難になっている人」などをサポートするための方法として、生命保険の買取事業を決断したとのことである。

その仕組みはこうである。生活苦などの理由で、自分がかけている生命保険の保険金受取権利を売りたいと考えている人「X」がいる。買取会社「Y」は、死亡後に支給される保険金額を割り引いて買取価格を決める。その際、「X」の余命期間の予測数値により買取価格は変わる。生命保険会社に対しては、保険料を支払う契約者と、保険金の受取人を、ともに「Y」に変更する旨届ける。「Y」は、「X」に買取代金（割引後の保険金の一部に相当）を払い、毎月の保険料も負担して、「X」が死亡したときにその保険金を受け取る。その場合、「Y」のリスクは予想以上に患者が長生きした場合で、その分保険料の負担が増えることになる（『週刊朝日』05.2.25号参照）。

たしかに、生活苦から保険料も支払えなくなっている人々がいるに違いない。米国では、80年代にエイズなどの末期患者を支援する目的でこのような買取事業が普及したといわれる。しかし、日本での生命保険の買取事業はその第1号から暗礁に乗り上げた。生命保険会社が保険契約者の名義変更を拒否し、現在、東京地裁で係争中である。約款では第三者への名義変更の際には、保険会社の同意を求めており、また、名義変更を無制限に認めてしまえば犯罪や不正の温床になりかねない事情もあり、保険会社の対応は筋が通っているといえる。

筆者は、このような事業はマーケット・ベースに乗せるべきものではなく、生活苦の末期患者家族を救済するのであれば、公的な第三者機関が事業を行うべきだと考えるが、いずれにしてもこの問題は、高齢化の加速と社会保障制度の機能不全が危ぶまれている日本の将来を考えると、無視できない重要なテーマを内包しているように思えてならない。